

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い特別職非常勤について見直すため、また、選挙事務従事者の報酬額を見直すため改正するもの

II 条例の主な内容

1 第2条の改正

第2項から第4項までの規定は、会計年度任用職員制度へ移行する非常勤嘱託職員の報酬に関する規定であることから、削る改正を行うもの

2 第3条の改正

第1項の規定の一部及び第5項の規定は、会計年度任用職員制度へ移行する非常勤嘱託職員の報酬の支給に関する規定であることから、削る改正を行うもの

3 第4条の改正

第3項及び第4項の規定は、会計年度任用職員制度へ移行する非常勤嘱託職員の費用弁償に関する規定であることから、削る改正を行うもの

4 別表の改正

① 特別職非常勤に該当しない町会長及び副町会長（34の項）並びに交通指導員（52の項）の項を削る改正を行うもの

② 次の選挙事務従事者について、報酬の日額を改正するもの

項	区分	新	旧
66	選挙長	10,800円	10,000円
67	期日前投票所の投票管理者	11,300円	10,000円
69	開票管理者	10,800円	10,000円

③ 改正後の地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤に該当する嘱託医を別表に追加する改正を行うもの

72	嘱託医	児童扶養手当に関する嘱託医	日額	5,000円
		保育所の嘱託医	年額	80,000円
		保育所の検診に関する嘱託医	日額	25,000円
		みずほ学園の検診に関する嘱託医	日額	30,000円
		医療扶助に関する嘱託医	日額	20,000円

III 施行日等

1 施行日

令和2年4月1日から施行

2 経過措置

非常勤嘱託職員の報酬は翌月払いであるため、この条例の施行後も3月の勤務実績分の支給を行えるようにするための規定

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(報酬の支給方法等)</p> <p>第3条 報酬は、職についた日から職を離れた日まで支給する。ただし、報酬が日額_____で定められている場合は、その勤務した日数_____に応じて支給する。 2～4 (略) (削除)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略) 2 (略) (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 <u>2 前項に規定する報酬のほか、別表に掲げる非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）が、規則で定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日（富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）第3条、第4条及び第9条の規定による日で、規則で定める日を除く。）に勤務することを命ぜられた場合は、命ぜられて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額に、規則で定める区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。</u> <u>3 前2項の報酬のほか、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤嘱託職員で報酬が月額で定められているもの（基準日前6月間の在職期間が1月以上のものに限る。）に対しては、月額報酬額を2で除した額に規則で定める在職期間に応じ100分の100の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を特別報酬として支給する。</u> <u>4 非常勤嘱託職員が、規則で定める勤務時間に勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。</u> (報酬の支給方法等)</p> <p>第3条 報酬は、職についた日から職を離れた日まで支給する。ただし、報酬が日額又は時間額で定められている場合は、その勤務した日数又は時間数に応じて支給する。 2～4 (略) <u>5 前項の規定にかかわらず、非常勤嘱託職員の報酬の支給日は、規則で定める計算期間の属する月の翌月の21日（規則で定める場合を除く。）とする。</u> (費用弁償)</p> <p>第4条 (略) 2 (略) <u>3 非常勤嘱託職員について、規則で定めるところにより、費用弁償として通勤に要する費用を支給する。</u> <u>4 前条第5項の規定は、前項の費用弁償について準用する。</u></p>

別表（第2条関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
～			
<u>34</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>50</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>51</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>63</u>	(略)	(略)	(略)
<u>64</u>	選挙長	日額	<u>10,800 円</u>
<u>65</u>	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300 円</u>
<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
<u>67</u>	開票管理者	日額	<u>10,800 円</u>
<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>71</u>	(略)	(略)	(略)
<u>72</u>	嘱託医	児童扶養手当に関する嘱託医	日額 <u>5,000 円</u>
		保育所の嘱託医	年額 <u>80,000 円</u>
		保育所の検診に関する嘱託医	日額 <u>25,000 円</u>
		みずほ学園の検診に関する嘱託医	日額 <u>30,000 円</u>
		医療扶助に関する嘱託医	日額 <u>20,000 円</u>

別表（第2条関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
<u>34</u>	町会長及び副町会長	町会長	月額 <u>27,000 円</u>
		副町会長	月額 <u>18,000 円</u>
<u>35</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>51</u>	(略)	(略)	(略)
<u>52</u>	交通指導員	日額	<u>2,100 円</u>
<u>53</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>65</u>	(略)	(略)	(略)
<u>66</u>	選挙長	日額	<u>10,000 円</u>
<u>67</u>	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>10,000 円</u>
<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
<u>69</u>	開票管理者	日額	<u>10,000 円</u>
<u>70</u>	(略)	(略)	(略)
～			
<u>73</u>	(略)	(略)	(略)
<u>74</u>	非常勤嘱託職員	月額	<u>238,780 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額
		日額	<u>18,240 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額
		時間額	<u>1,600 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額